

千葉市立幕張海浜病院緩和ケア委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における緩和ケアを推進するため、千葉市立幕張海浜病院緩和ケア委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 院内における緩和ケアの質の向上のための施策
- (2) 緩和ケアサポートチーム（委員会の下部組織）による活動のサポート
- (3) 院内外における緩和ケアに関する研修会の開催
- (4) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケア全般に関すること

(組織)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長の指名する医師をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、緩和ケアに関する6ヶ月以上の研修を修了している看護師から委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。但し、委員長は、必要などきに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は審議結果を院長に報告するものとする。

(下部組織の設置)

第7条 委員会の運営をサポートするための下部組織として、緩和ケアサポートチームを設置する。

- 2 緩和ケアサポートチームの組織及び運営に関する事項は別に要項に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱の制定により、〔千葉市立海浜病院緩和ケアサポートチーム〕設置規約を廃止する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日より施行する。

別 表

委員長	病院長の指名する医師
副委員長	委員長から指名された緩和ケアに関する６ヶ月以上研修を修了している看護師
委員	内科医師１名 緩和ケアに関する６ヶ月以上研修を修了している看護師（数名） 地域連携室副室長 薬剤師１名 管理栄養士１名 理学療法士１名 医療社会（又は精神保健）福祉士１名